

○福井県後期高齢者医療広域連合構成市町調整会議設置規程

〔平成19年2月1日〕
訓令第4号

（設置）

第1条 福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び後期高齢者医療制度の運営について、構成市町との調整を図り、適正かつ円滑な経営に資するため、福井県後期高齢者医療広域連合構成市町調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 調整会議は、広域連合及び構成市町をもって組織し、市町長会議、副市町長会議、幹事会を置く。

（会長等）

第3条 調整会議に、会長、副会長を置く。

- 2 会長は、広域連合長をもって充てる。
- 3 副会長は、副広域連合長をもって充てる。
- 4 会長は、調整会議を主宰し、調整会議の事務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（調整会議の開催）

第4条 会長は、広域連合及び後期高齢者医療制度の運営に関して、構成市町との調整を行う必要が生じたときは、調整会議を開催するものとし、調整事項の重要性により、市町長会議又は副市町長会議を召集するものとする。

- 2 会長は、必要があるときは、市町長及び副市町長以外の者に調整会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長は、調整会議に替えて必要に応じて幹事会に調整事項を検討させ、調整を委ねるものとする。

（幹事会）

第5条 幹事会に、幹事長及び幹事を置く。

- 2 幹事長は、広域連合事務局長をもって充てる。
- 3 幹事は、構成市町後期高齢者医療担当課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 5 幹事長は、必要があるときは、幹事以外の者に幹事会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会等）

第6条 会長は、必要に応じて、幹事会の中に部会を置き、広域連合及び構成市町の職員等で組織する作業グループ等を設置する。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年2月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の日から平成19年3月31日までの間は、「副市町長」とあるのは「助役」と読み替えるものとする。